

# 特定小型原動機付自転車運転者講習について

## ○ 特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、内閣府令で定める基準に該当するもの

車体の大きさ ※1	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	20km/hを超える速度を出すことができないこと
※1 車体の大きさは、普通自転車と同様	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に設定を変更することができないこと
※2 最高の速度の設定に応じて、点灯・点滅が切り替わるもの	クラッチの操作を要しない機構がとられていること
	道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯 ※2 が備えられていること

### ※ 運転者の年齢制限

- ・ 16歳未満の者の運転禁止

### ※ 交通ルール

- ・ 運転免許不要
- ・ ヘルメット着用の法的義務なし～着用の促進
- ・ ナンバープレートの取付け、自賠責保険加入の義務
- ・ 車道通行の原則（自転車道も通行可）

### ※ 6キロメートル以下で走行する場合には、自転車歩道通行可規制がなされた歩道を通行可→特例特定小型原動機付自転車



## ○ 特例特定小型原動機付自転車

表示の方法	最高の速度	車体の構造 ※4
道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法 ※3	6 km/h	側車を付していないこと
※3 緑色の灯火の点滅		制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
※4 車体の構造は、普通自転車と同様		歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

特定小型原動機付自転車のうち

- ・ 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させている
- ・ 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造である

等の歩道通行に関する基準に該当するもの



## ○ 講習

特定小型原動機付自転車の運転者のうち、危険な交通違反行為（信号無視などの17類型の違反）を繰り返す者（3年以内）には、都道府県公安委員会は講習の受講を命ずることとされたもの

▶ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為を次のとおり定める。【第41条の3第1項関係】

- ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転

※ 自転車を対象としていない違反行為である⑭及び⑯以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの